



平成 30 年 12 月 13 日

各 位

会 社 名	東 邦 金 属 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 小 樋 誠 二 (コード番号：5781)
問 合 せ 先	取 締 役 総 務 部 長 森 本 幾 雄 (TEL 06-6202-3376)

特別調査委員会の調査報告に基づく再発防止策について

当社は、平成 30 年 11 月 9 日付で公表いたしました「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」に記載のとおり、過去の一部取引において実在性に疑義があるとの情報に対し、外部専門家を交えた特別調査委員会から調査結果を記載した報告書（以下、調査報告書といいます）を受領いたしました。

当社は、特別調査委員会が認定した事実と原因分析に基づいた再発防止策の提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策の策定について検討いたしました結果、本日開催の臨時取締役会において、下記のとおり再発防止策の具体的な方針及び経営責任等を明確化するため役員の報酬減額等について決議いたしましたので、お知らせいたします。また、すでに開示はしておりますが、調査報告書を受け、過年度の決算訂正も行いました。

株主様をはじめ投資家の皆様、お取引先及び関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

今後は、可能な限り早期に再発防止策を実行し、信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

I. 再発防止策について

1. 過年度の決算訂正に至った経緯

当社は、平成 25 年 10 月より取引先商社の子会社と取引先商社の中に当社が入り、取引先商社の子会社が中国より仕入れた炭化ケイ素（後にダイヤモンドパウダーも対象）を当社が仕入、取引先商社に転売する商品売買取引を開始いたしました。しかしながら、平成 30 年 11 月に特別調査委員会による調査で商品の実在性がないことが判明し、取引先商社に騙されて資金のやり取りのみが存在する資金循環取引をさせられていたことを認めざるを得ない結果となりました。この内容を踏まえて、当社は取引先商社との過去の売上高、取引先商社の子会社との仕入高及び本件取引に関する売掛金残高に対して計上していた貸倒引当金を取り崩し、過年度に遡及した決算訂正を行いました。

2. 本件取引を回避できなかった原因

① 業績再建のプレッシャー

本件取引開始前の状況として平成26年3月期が赤字決算になると、3期連続赤字となり、更なる減損損失、人員削減の検討・実施が必要となる可能性があり、平成26年3月期の黒字達成は会社の大命題でありました。

② 商社的取引（注）に対する認識不足とリスク分析の甘さ

- ・商社的取引は、本件取引開始前より他の取引先と行っておりましたが、金額規模も大きくなく、不慣れでありました。
- ・本件取引の相手方が非上場の小規模商社であり、その子会社との三者間取引と特殊な取引にもかかわらず、取引先商社が当社の資本上位会社と十年來の取引がある点を重視し、また本取引の対象商品の最終ユーザーが当社との取引のある大手企業であるとの説明に安心し、大きな懸念を持ちませんでした。
- ・本取引開始前に、対象商品を直接取り扱わない＝資金循環取引に巻き込まれるリスクがあるとの認識が持たず、当社総務部にて基本取引契約書の内容確認は行ったものの、顧問弁護士によるリーガルチェックまでは実施できていませんでした。
- ・本取引開始後の商品実在性の確認において、本件取引の商材と同じものを備蓄倉庫で現品確認、マスキングのある送り状等の確認を実施しましたが、確認証憑として不十分なものを許容してしまい、確認手段としては不適當でありました。

（注）商社的取引：仕入商品をそのまま転売する取引または、当社に対象商品が経ずにそのまま転売する取引

③ 規定の整備不備、決裁手続きの不備及び取締役会での検討不足

本件取引開始時の社内規定では、購買、販売に関して金額面での決裁要件が設定されておらず、当時の常勤取締役の協議の上、稟議決裁され取引の開始に至りました。その後社内規定に金額に関する決裁要件と一般的な条件と著しく異なる取引に関しては取締役会付議事項と定められました。本来であれば、改訂された社内規定に基づき、取締役会での付議を実施すべきでしたが、コンプライアンス意識の甘さから継続案件との扱いで取引金額が大きく変動した際も、新決裁要件での審議をしておりませんでした。

④ 与信管理の不備

与信管理は、新規取引先に関しましては、信用調査情報入手し、社内の従前からの不明確な基準により売掛金に対し保険を掛けるなどの運用を行っておりましたが、信用調査の内容や顧客への与信限度額の設定、取引条件など明確に規定化されたものはありませんでした。

3. 再発防止策

以下の通り原因に対する再発防止策を実施してまいります。

① 法令遵守の徹底及びガバナンス、コンプライアンスの意識の向上

法令遵守の徹底及びガバナンス、コンプライアンス意識の更なる向上を図り、加えて

商社取引に関する研修等リスクに対する感度を高めるため、全役員に対し顧問弁護士等による講習（2回/年）を実施いたします。

従業員に対しましては、引き続きコンプライアンス教育や研修を計画・実施し、法令遵守に関する意識の向上、アンケートによる浸透調査、不正を許さない環境づくりを進めてまいります。

② 商社取引時のリスク把握の徹底及びその商流の確認

今後、新たに発生する商社取引は取引開始前に、以下の点について十分に確認・分析・検討いたします。

- ・金額的重要性（5百万円以上/年）がある商社取引の新規案件は、契約書等の文書を取り交わすこととします。加えて、商流を含め顧問弁護士によるリーガルチェックを受け、契約の妥当性を確保する体制、仕組みを構築いたします。また、新たな事案の商社取引につきましては商品の実在性の確認を実施いたします。
- ・取引先が非上場会社の場合は、必ず大手金融機関のファクタリング会社に与信を確認・格付け後、貸倒リスクに対応した保険に組み入れるとともに、保険に組み入れできない会社と取引を行う必要がある場合は、前受金を条件とします。
- ・取引条件が一般的な取引条件と著しく異なる商社取引は、原則行いません。なお、当社の顧客の要請で取引を行う必要がある場合は、取締役会等で審議・決定した上で、当社顧客との間で同取引に関する保証差し入れの覚書を締結いたします。

③ 与信管理に関する規定の整備・運用

与信管理につきましては、社内規定などで、売上・仕入取引高による社内決裁基準はありますが、与信管理全般に関してルール化されたものがないため、取引開始前、既存取引先別に与信格付けに応じて取引先の状態を客観的な根拠に基づき、与信限度等を定める与信管理に関する規定を制定いたします。

④ 職務権限明細表の運用の徹底及び取締役会の実効性向上

社内規定（職務権限明細表）の内容の見直し及び運用の徹底を実施いたします。その運用にあたっては、管理部署である総務部・経理部が主管となり、稟議決裁、取締役会付議事項が確実に審議されることを確認いたします。また、取締役会等の会議体においては本件取引のような当社にとって馴染みのない特殊な取引を開始する場合はもとより、一般取引においても取引先、取引内容及び契約内容を精査し、内包されるリスクを抽出・認識の上、十分な審議のもと決定してまいります。各取締役の知見を活かした活発な議論により、各事業部の課題を含めた役割を十分に浸透させ、経営課題の抽出と解決に取り組みます。これらのモニタリング方法として、取締役会はガバナンス、コンプライアンス、内部統制に関する制度の有効性を評価し、定期的に制度の運用状況を把握するため、取締役会の有効性についてアンケートを実施いたします。

⑤ 再発防止対策会議の設置

再発防止策を確実に実行するため、管理部署である総務部を中心とした再発防止対策会議を設置いたします。会議メンバーは、初年度は3ヵ月に1回、次年度以降はコンプライアンス委員会に移管し、金額的重要性（5百万円以上/年）がある商社取引に係る再発防止策の実施状況を確認し、その内容を取締役会に報告し、不備な点があれば速や

かに改善・実行させます。本件において当社の関係部署が網羅的に対策に関わることで再発防止に向け全社一丸となって取り組む決意を新たにしております。

II. 経営責任等の明確化

経営責任などを明確にするために、本年12月度～来年3月度までの4ヵ月間、当社常勤取締役の報酬減額を次の通り行うことを取締役会で決議しました。

代表取締役社長	30%
常務取締役	20%
取締役	10%

本件取引に関しては、特別調査委員会による慎重な調査を行いました結果、当社関係者において本件取引の商品の実在性がないことを認識していたと判断できる事実は見当たりませんでした。しかしながら、本件取引の商品について最初から実在性がなかったことが裁判の過程で判明しており、商品取引ではないと認識しながら当社に商品取引と申し出る人物が経営する会社との本件取引開始の端緒となった常務取締役藤原一信氏は、報酬減額40%といたしました。

また、本年6月に代表取締役から退いた取締役相談役三喜田浩氏は、本年12月13日付で取締役相談役を辞任いたしました。

以上